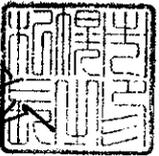


札幌市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月3日

札幌市長

秋元克本



札幌市条例第41号

札幌市営住宅条例の一部を改正する条例

札幌市営住宅条例（平成9年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表1 ノースパーク百合が原の項、パレメゾン元町の項、新木の花団地の項及びパティオほしみの項を削る。

附 則

この条例中別表1 パレメゾン元町の項を削る改正規定は令和6年11月1日から、同表新木の花団地の項を削る改正規定は令和7年1月1日から、同表ノースパーク百合が原の項及びパティオほしみの項を削る改正規定は同年3月1日から施行する。